

○議題 2 野生いのしし対策

1 野生いのししの豚熱感染状況

(1) 全国

- ・ 野生いのししの豚熱感染確認区域は、北は岩手県から西は山口県までの30都府県に拡大。
- ・ 近隣県でも、感染の確認が継続。

(2) 県内

① 感染状況

- ・ 令和3年度は、26頭の陽性個体を確認。特に、岐阜地域（岐阜市、山県市、本巣市）、東濃（瑞浪市、土岐市、恵那市）において継続的に陽性個体を確認。
- ・ 令和4年度は、前年度を上回るペースで、これまでに8頭確認されている。

※今年度3頭確認されている恵那市では、スポット捕獲と経口ワクチンの追加散布を実施。

【令和4年度の市町村別陽性個体数】

市町村	岐阜市	本巣市	大垣市	揖斐川町	土岐市	恵那市	計
陽性頭数	1頭	1頭	1頭	1頭	1頭	3頭	8頭

【令和3年度の市町村別陽性個体数】

市町村	岐阜市	山県市	本巣市	海津市	養老町
陽性頭数	2頭	6頭	4頭	1頭	1頭

市町村	関市	郡上市	瑞浪市	土岐市	恵那市	計
陽性頭数	1頭	1頭	4頭	3頭	3頭	26頭

② 抗体付与状況

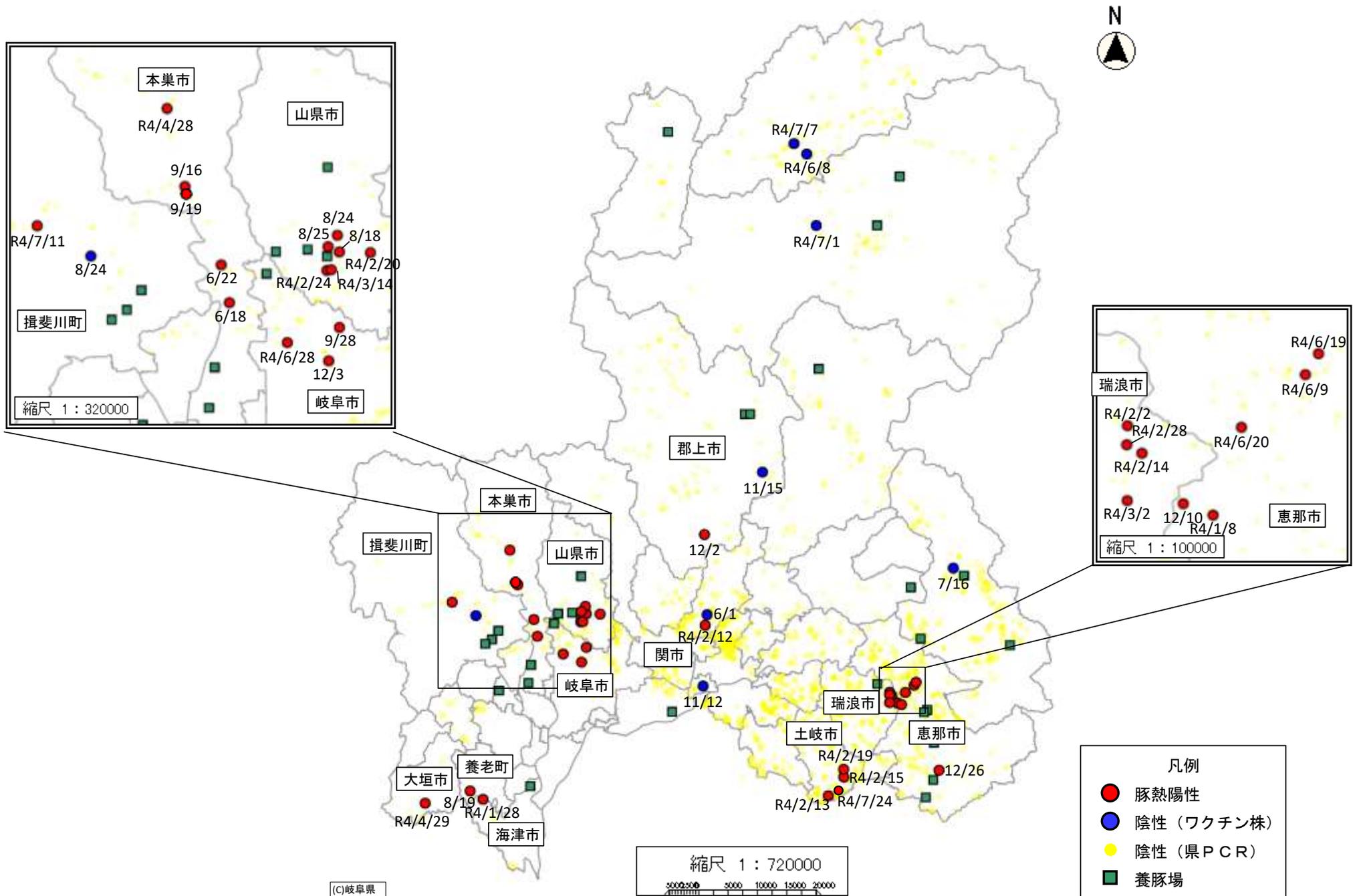
- ・ 抗体陽性率は、令和3年9月以降、20%前後で推移。

【PCR・ELISA陽性率の推移】

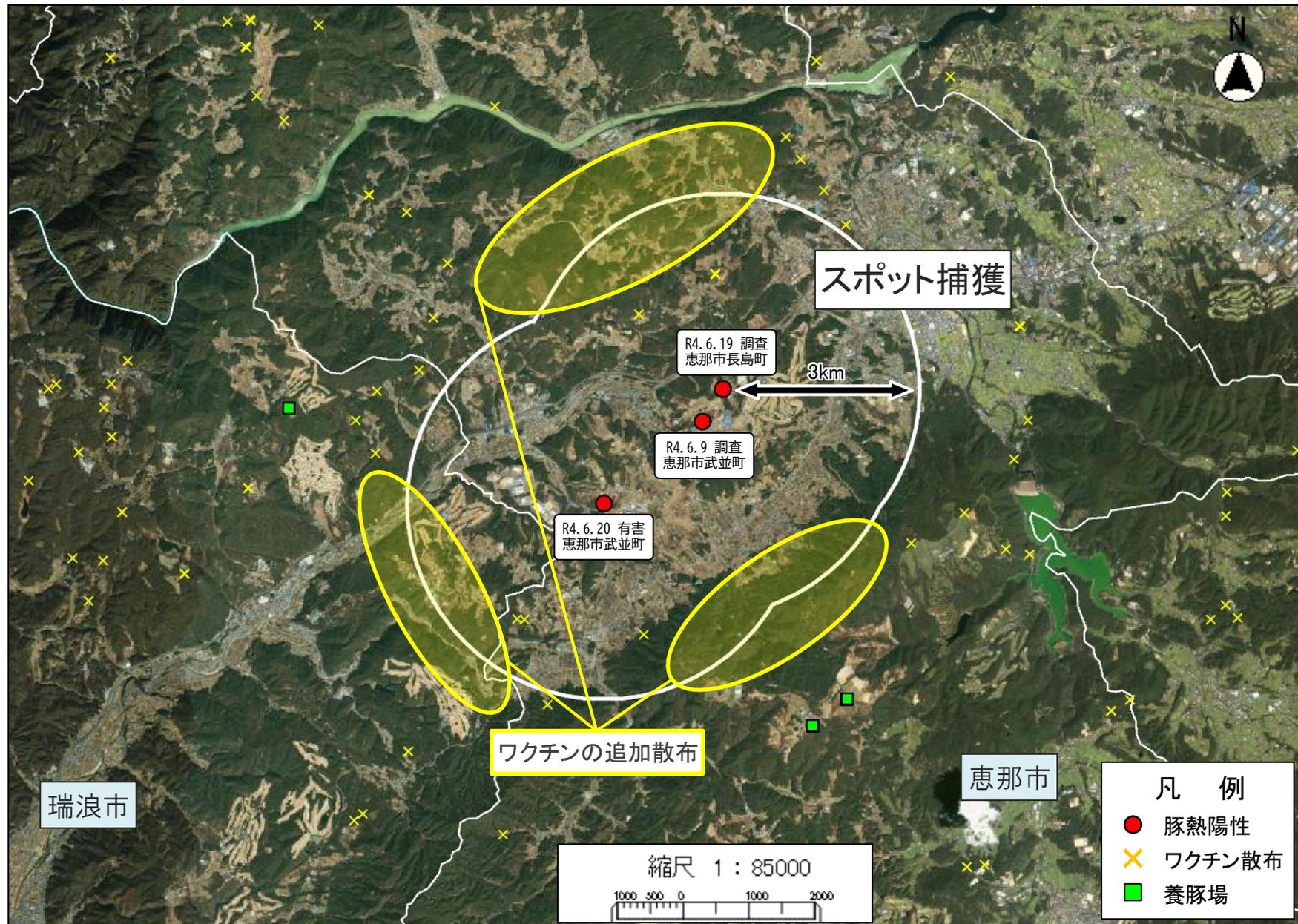
R3年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	R4.1	2	3
PCR+	0	0	0.9	0	1.2	2.0	0	0	2.0	1.9	4.9	2.4
ELISA+	35.6	29.4	45.9	40.9	29.4	18.4	21.6	21.9	21.1	27.6	21.2	19.0

R4年度	4	5	6	7(暫定値)
PCR+	1.7	0	1.6	1.6
ELISA+	20.2	29.2	28.6	30.6

令和3年度以降の豚熱陽性及びワクチン株陽性個体

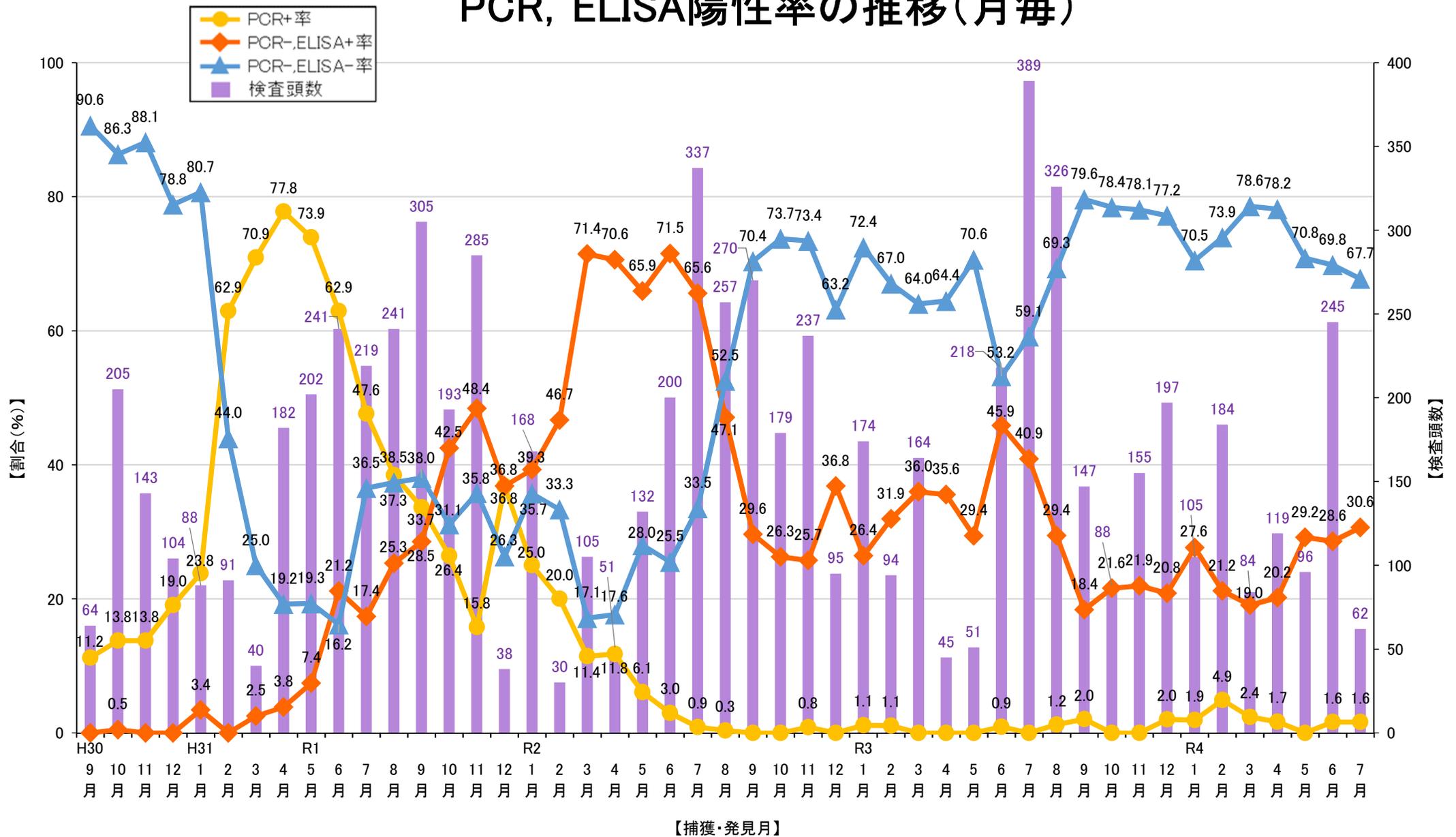


○恵那市における感染いのししの確認に伴う追加散布とスポット捕獲



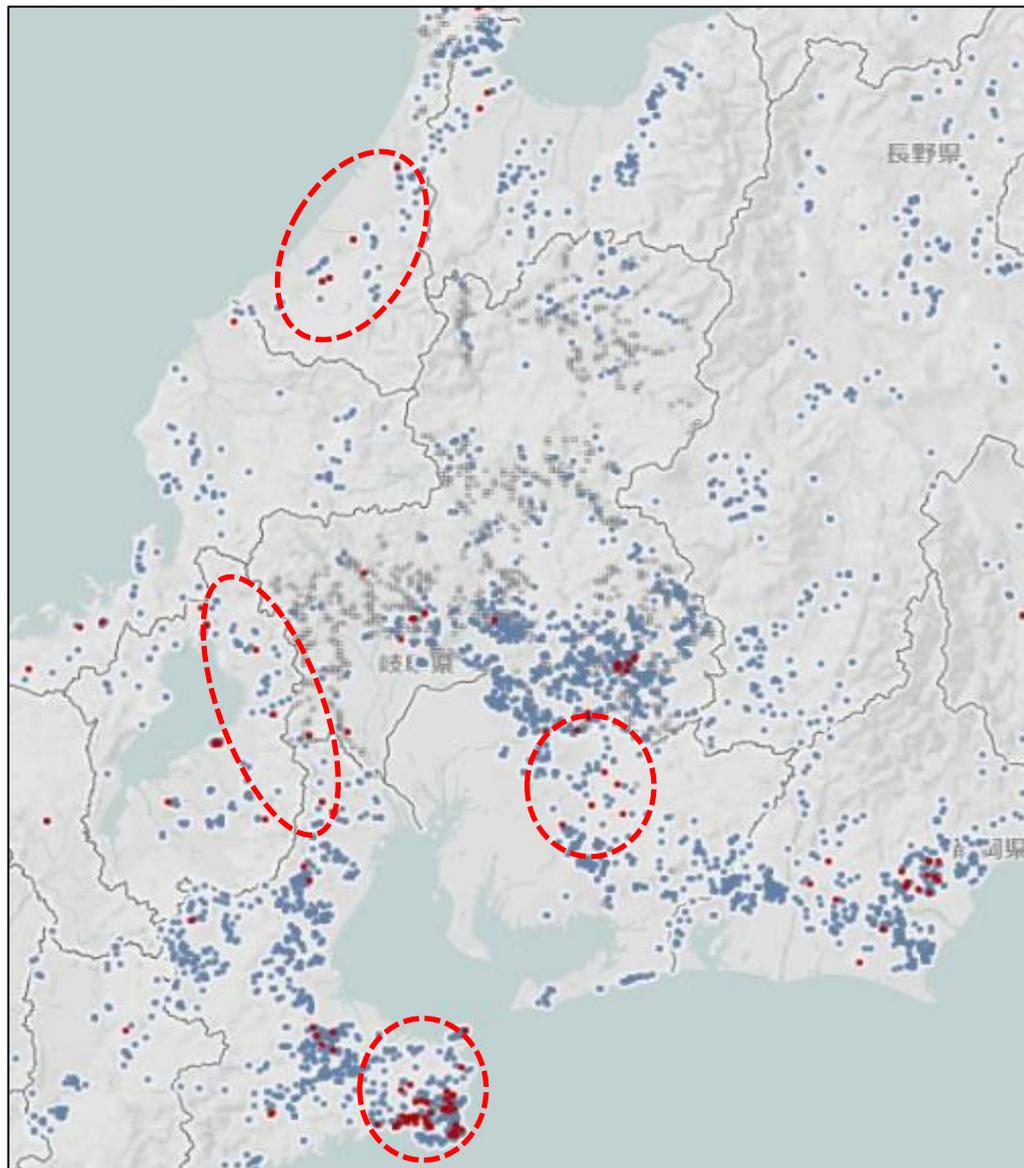
(C)岐阜県

PCR, ELISA陽性率の推移(月毎)



○近隣県における野生いのししの感染確認状況
直近6カ月(R4. 1. 13~7. 13)

近隣県の感染いのしし捕獲等地点



近隣県の感染確認頭数

県名	陽性(頭)	陰性(頭)	検査数(頭)	陽性率(%)
富山県	4	214	218	1.83%
石川県	10	175	185	5.41%
福井県	6	88	94	6.38%
長野県	1	308	309	0.32%
愛知県	6	455	461	1.30%
三重県	93	1472	1565	5.94%
滋賀県	13	128	141	9.22%
岐阜県	22	844	866	2.54%

農林水産省ホームページより作成

2 令和4年度の狩猟について

(1) 令和4年度の狩猟方針（案）

防疫措置の徹底を行ったうえで、県内在住者のみによる狩猟を実施

- ・ 県外狩猟者には自粛を依頼
- ・ 防疫研修を受講した者のみ狩猟登録
- ・ 岐阜県猟友会と連携した防疫措置の周知・徹底

※令和3年度狩猟期と同様の方針

【理 由】

県内では、豚熱陽性の野生いのししが継続的に確認されており、感受性個体が増加傾向にある。また、隣接県でも、継続して豚熱陽性のいのししが確認されている状況であることから、豚熱ウイルスの再流入等により、感染再拡大が懸念されるため。

(2) 令和4年度の狩猟方針（案）

① 防疫研修会の開催

- ・ 豚熱や防疫の基礎知識、捕獲時の防疫措置（消毒方法等）の徹底、いのしし肉の取扱いに関する研修を実施、ジビエ利用マニュアルの説明。

② 防疫・解体マニュアル、啓発チラシの配布

- ・ 「岐阜県版 狩猟における防疫・解体処理の手引き」や防疫措置啓発チラシ、自家消費注意喚起チラシを配布し、意識づけ。

③ 防疫措置の自己点検、監視・指導

- ・ 「狩猟事故防止指導員」「安全狩猟指導員」が現地巡回し、防疫措置等を監視・指導。
- ・ 出猟したときに日時、地域を記録する出猟カレンダーを利用して、自己点検を実施。

④ 「岐阜県猟友会の取組み事項」の徹底

- ・ 岐阜県猟友会と連携して取組みを実施。

岐阜県猟友会の取組み事項

1 ウイルス拡散防止対策の徹底

※県内の非会員に対しても徹底を働きかけ

① 防疫研修の実施

- ・ 県主催防疫研修会への参加
- ・ 猟友会支部での研修の実施
- ・ 猟友会内に指導員を設置し、現場における防疫対策のチェック及び指導の実施

② 捕獲個体の適正処理

- ・ 自家消費する際の、捕獲個体の解体、血液等の処理の適正実施
- ・ 県に承認された食肉処理事業者への適正な搬入

③ 県境での「巻狩り」の自粛

- ・ 県境から10km以内での巻狩りを自粛

④ 他県への出猟の自粛

2 県外狩猟者への自粛要請

- ・ 周辺県の猟友会に対し、岐阜県への入猟自粛を要請
- ・ 県外の狩猟者（猟友会非会員）に対して、岐阜県猟友会が事前周知
- ・ 県外狩猟者から登録申請があった場合は、岐阜県猟友会から自粛を改めて要請

3 安全対策

※県内の非会員に対しても徹底を働きかけ

- ・ 経口ワクチンの散布・回収期、調査捕獲実施時に注意を呼びかけ

4 サーベイランスへの協力

- ・ サーベイランスのための血液検体の提供

5 その他

- ・ 会員において、当該取組みに反する事例があった場合には、当該会員は以降の狩猟を自粛させるとともに、他の会員については、県猟友会自らが責任をもって指導。

3 野生いのししのジビエ利用再開について

(1) ジビエ利用方針（案）

狩猟期（11月）からジビエ利用が可能となるよう、事業者に県マニュアルを発出し、事業者の事前準備や手続きを開始
準備が整った事業者からジビエ利用を再開

- ・事業者の必要資機材の準備
- ・県による現地確認の実施や事業者による改善
- ・「いのししまップぎふ」の周知 など

【理由】

「いのししまップぎふ」追加機能の運用開始や実証結果を踏まえた「岐阜県版マニュアル」の作成、ジビエ事業者の設備改修への補助事業の実施など、各種条件が整ったため。

(2) これまでの経緯

- | | | |
|-------|------|---|
| 平成30年 | 9月 | ・豚熱発生
・一部地域で狩猟禁止
(豚熱感染拡大に伴い禁止区域を順次拡大) |
| 令和元年 | 11月 | ・県内全域で狩猟禁止(鳥獣保護管理法に基づく禁止) |
| 令和2年 | 11月 | ・県内全域で狩猟再開(県外者の狩猟登録の自粛)
・ジビエ利用については自家消費に限定 |
| 令和3年 | 4月 | ・国が手引きを発出(条件付きでジビエ利用可能) |
| | 11月 | ・ジビエ利用実証開始(流通含む。) |
| 令和4年 | 1月 | ・「いのししまップぎふ」の追加機能の運用開始 |
| | 4月 | ・県マニュアル(案)(R4.3作成)について、有識者会議委員等から意見聴取 |
| | 6・7月 | ・県マニュアル(案)について、県内全45事業者を対象に内容確認 |

(3) 県マニュアルの概要

- ・国の手引きにおいて不足する部分を補完(具体化)しつつ、県独自の手続等を追加。
- ・ジビエ利用を再開(開始)するための、事前準備と手続きについて記載。
- ・ジビエ利用の具体的な手順と各工程での留意事項について記載。

野生いのししのジビエ利用再開に向けた実証の結果

1 実証概要

- 実証期間 : 令和3年11月16日から
(令和4年1月7日からは野生いのししの受入・試験的流通の実施)
- 参加事業者数 : 4事業者(大野町、関市、郡上市、高山市)
- 受入個体数 : 11頭(すべて陰性)

2 実証の手順

- ① 打ち合わせ
- ② 現地確認
- ③ 改善
- ④ 野生いのししの受入
- ⑤ 試験的流通
- ⑥ ヒアリング

【現地確認の主なポイント】

- ・狩猟者との連携 → 狩猟者と情報共有されているか。
- ・車両消毒 → スペースを確保できるか。
- ・個体管理方法 → 番号等による管理、記録があるか。
- ・一次保管庫 → 設置されているか。
- ・処理施設内の動線 → 人や個体の動線が重ならないか。
- ・排水処理方法 → 血液等が流れ出さないか。
- ・残渣等の処分方法 → 焼却処分施設が決まっているか。



3 実証結果

【現地確認等で判明した主な課題への対応方法】

- ・ 他獣種の受入制限または動線確保
- ・ 血液の焼却処分
- ・ 消毒液による外皮洗浄
- ・ 廃棄物の焼却処分



実際に、野生いのししを受け入れ、県が具体化した手順で運用が可能であることを確認。

岐阜県版
マニュアルに反映

国手引きと県マニュアル対比表

豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き (令和3年4月 農林水産省農村振興局消費・安全局)	
1	基本的な考え方
2	ジビエ利用のため具体的な手順と留意事項 (1) 本手引きの対象となる野生イノシシ (2) 本手引きにおける豚熱感染の有無を判定するための検査 (3) 記録の作成及び保存
4	捕獲から処理加工施設への搬入までの取り扱い ①捕獲・止め刺し ②捕獲個体の処理 ③捕獲個体の運搬
5	施設搬入から一時保管までの取扱い ①施設搬入 ②受入の可否 ③個体管理 ④個体の洗浄 ⑤放血 ⑥剥皮 ⑦内臓の摘出
8	一時保管 A. 個体ごとに包装する場合 (A方式) B. 個体ごとに包装しない場合 (B方式) C. 解体・加工・真空包装等まで行った場合 (C方式)
6	解体・加工から出荷までの取扱い

●県マニュアル作成について

1. 国手引きの内容を具体化
2. 事前準備や検体提供などを追加
3. 食肉処理の順序に沿って再構成

新

- 事前準備を追加
 - ① 事業者は事前に機材等の準備と自己点検を実施後、県に申出
 - ② 県は施設や人員体制等を現地確認し、問題なければ承認
 - ③ 承認を受けた事業者はいのししのジビエ利用を開始
- 記録様式を例示
 - ・「捕獲・受入個体記録表」、「解体個体記録表」を例示
- 事業者が捕獲者と共有すべき事項をチェックリスト化
 - ・豚熱感染高率エリア (※) における捕獲個体の処理施設搬入禁止。
※陽性個体の捕獲・発見から180日以内かつ10km以内を豚熱感染高率エリアと規定
 - ・経口ワクチン散布後19日以内の捕獲個体の処理施設搬入禁止。 など
- 各工程の手順や留意点を具体化
 - ・車両消毒の手順を例示
 - ・消毒箇所に応じた使用消毒剤を例示
 - ・外皮の次亜塩素酸ナトリウムでの消毒実施
 - ・血液の焼却処分の実施 (排水設備の状況による)
 - ・いのしし由来の廃棄物は焼却処理に限定
 - ・解体処理後の養豚関係施設への原則立ち入り禁止 など
- 県への血液検体提供等に関する項目を追加
 - ・「いのししマップぎふ」による捕獲情報の登録
 - ・検体採取や歯列写真撮影の方法 など
- 一時保管について具体化
 - ・岐阜県では国手引きのB方式またはC方式に限定
 - ・検査判定前の個体専用の一次保管庫の設置 など
- 陽性時の対応について具体化
 - ・陽性判定後、事業者が施設の稼働停止・物品等の移動を停止
 - ・家畜防疫員の指示による消毒・廃棄の各作業の実施の明記 など

【岐阜県版】 野生いのししジビエ利用マニュアル (案)	
本マニュアルについて	
1	事前準備 <ul style="list-style-type: none"> ・施設・運営に関する自己点検 ・ジビエ利用開始のための検体提供の申出 ・県担当課による施設・運営状況の確認及び承認 ・施設の豚熱ウイルス拡散防止対策に必要な資材等の準備 ・車両消毒地点の設置 ・施設出入口及び施設内交差汚染対策 ・情報機器の準備 ・事業者コードの受取
・捕獲者との連携・情報共有 (野生いのししのジビエ利用における点検表【捕獲者用】)	
2	個体受入・解体準備 <ul style="list-style-type: none"> ・防護服や手袋等の着用 ・止め刺し、解体処理作業に必要な機材・資材等の準備 ・捕獲者からの情報収集 ・「捕獲・受入個体記録表」の作成 ・検体の受け取り ・「いのししマップぎふ」への入力
3	止め刺し・解体 <ul style="list-style-type: none"> ・防護服や手袋等の着用 ・止め刺し用機材等の消毒 ・外皮洗浄 ・施設・解体用機材等の消毒 ・放血 ・検体採取 ・検体の送付 ・歯列写真の撮影 ・剥皮・内臓摘出 ・「解体個体記録表」の作成 ・廃棄物処分 ・一次処理後の養豚場への立ち入りの禁止
4	一時保管 <ul style="list-style-type: none"> ・保管方法
5	解体処理後の施設等の洗浄・消毒 <ul style="list-style-type: none"> ・一時保管方法がB方式の場合 ・一時保管方法がC方式の場合
6	豚熱陽性時の対応 <ul style="list-style-type: none"> ・要消毒箇所の想定等 ・豚熱陽性が確認された場合の対応

4 経口ワクチンの摂食率向上に向けた取組み

(1) 摂食率向上に向けた取組みの必要性

- ・ 野生いのししの抗体付与率が上昇しない要因は、「いのししの世代交代が速いこと」や「豚熱の感染が少なくなったこと」など。
- ・ 「経口ワクチンの摂食率が低いこと」も大きな要因であり、これを上昇させる必要あり。

(2) 摂食率向上に向けた取組み

① 摂食状況の調査

- ・ 野生いのししが生息している地点を見極めるために、経口ワクチンの摂食状況を調査。
- ・ 散布にあわせ、調査を4回予定（令和4年度）。1回目の結果では、1,685地点中415地点（25%）でいのししの摂食痕を確認。
- ・ 経口ワクチン散布時の痕跡状況とあわせて、経口ワクチン散布地点を見直し。

○摂食状況調査の流れ

- ① 経口ワクチン散布（県猟友会）
- ② 散布後のワクチン殻を地点ごとに回収（県猟友会）
- ③ ワクチン殻の噛み痕から、地点別の摂食状況を確認（委託）
- ④ 地点別の摂食状況と散布時の痕跡状況から、散布地点を見直し

② 散布方法の実証試験

- ・ 野生いのししが周辺に生息することを前提として、摂食率を上げるための散布方法を試験。
- ・ 本県の実証試験では、他の中小動物による盗食防止方法を検証。

○散布方法の実証試験の概要

実施時期：8～9月（ワクチン散布や狩猟期と重複しない時期）

実施場所：瑞浪市内の30地点（予定）

野生いのししの生息数が多く、カメラによる試験の実績もあり。

検証内容：ベイトステーションを利用した散布手法

誘引剤の検証（トウモロコシ、米ぬか、酒かすなど）

先行研究にて、散布方法（埋め方）を検証済。

(3) 今後の展開

- ・ 散布地点については、可能な箇所から秋以降の散布で地点を見直し。
- ・ 実証試験結果確認後、導入可能なものから、他地域でも活用。

経口ワクチンの摂食率向上 実証試験

1. 摂食状況調査

- ① 散布地点別にワクチン殻を回収し、噛み痕を確認 ② 散布時の野生いのししの痕跡記録と突合



※いのししの摂食痕



※小動物の摂食痕

+

	1. 新規地点登録		2. 餌付け		3. 経口ワクチン散布		4. 経口ワクチン回収	
地点番号	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
イノシシ痕跡	有(無)	有(無)	有(無)	有(無)	有(無)	有(無)	有(無)	
作業実施 (○×)	○	○	○	○	○	○		
備考								

※経口ワクチン散布作業日報

散布地点の見直し

2. 実証試験 (ベイトステーションの有効性検証)

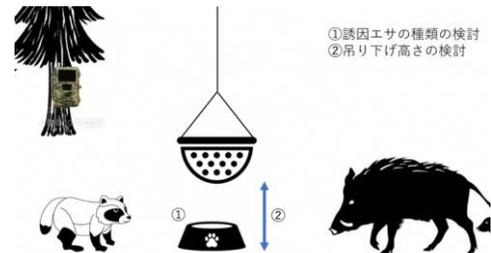
- 埋設方法については、先行の研究で実施済。
⇒ 「誘引が不十分な場合地表面への散布が有効。ただし、他の動物の盗食リスクが高い。」
- 前期 1 回目散布の摂食状況調査でも、いのしし以外の中小動物による盗食の割合が高い。



中小動物による盗食防止を主テーマとして実証試験を実施

吊り下げ方式のベイトステーションの検証

あわせて、誘引剤の検証も実施



※センサーカメラ画像により確認